

1

計画の基本的な考え方について

(1) 計画策定の趣旨と経過

ア 趣旨

地域を取り巻く環境は、人口減少、少子化・高齢化、生活スタイルや価値観の多様化など社会情勢が大きく変化してきており、地域においては、一人暮らしの高齢者の増加、ひきこもりや生活困窮、虐待、孤立死等深刻な問題が顕在化するなど、地域課題は複雑化・多様化してきています。

私たちが暮らす長崎市でも、自治会加入率の低下や地域活動への参加者の減少、地域団体の役員の担い手不足など地域における連帯感が希薄化し、自助・共助の力が弱くなってきているという現状がみられます。そのような中、様々な分野において自治会をはじめそれぞれの団体が目的に応じて活動に取り組み、地域課題の解決に大きな役割を果たしていただいています。

長崎市では、将来に向けてこの大切な地域の力を集める「地域コミュニティのしくみづくり」と、行政がしっかりと地域に寄り添った支援をする「行政サテライト機能再編成」を進め、「地域を支えるしくみ」を構築しました。

地域コミュニティのしくみづくりでは、地域の各種団体が連携してまちづくりに取り組むしくみを構築することにより、主体的に課題解決に取り組む地区が増え、地域における一体的なまちづくりの実現に近づいてきました。

また、行政サテライト機能再編成においては、4か所の総合事務所と20か所の地域センターを設置し、それぞれにまちづくりを支援する職員を配置して、地域全体を見る体制を整備したことで、地域の特性に応じて寄り添ったまちづくり支援を行うこととしました。まさに、市と市民が連携・協働して地域におけるまちづくりを推進していくためのしくみが動き出したところです。

各地で頻発する大規模災害や新型コロナウイルス感染症をきっかけとした新しい生活様式への転換など、様々な環境の変化にも、地域と市が力を合わせて対応できるようにする必要があります。そのため、これからも地域のつながりをさらに深め、様々な主体がそれぞれの強みを活かし役割を果たしながら、「地域を支えるしくみ」を活用し、安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくり^{※1}（＝地域自治）をより一層進めていくため、本計画を策定することといたしました。

※1 「地域におけるまちづくり」とは、住民等が自らの地区に必要な取組みを地区全体で話し合い、実行していくことをいう。（66ページ「長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例」第2条第3項参照）

イ 経過

本市では、社会福祉法に基づき、「誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせるまち」を目指し、平成23年に第1期地域福祉計画、平成28年に第2期地域福祉計画を策定しました。この計画は、長崎市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)の「地域福祉活動計画」と一体的に策定して、市社協と協働し地域福祉の推進に取り組んできました。

一方、平成23年度から地域コミュニティのしくみづくりプロジェクトにおいて、地域の主体性、自立性を尊重した地域コミュニティの活性化を推進するため、地域の各種団体が連携し、一体的な運営を行うための地域を支えるしくみづくりを行い、平成31年3月には「長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例^{※2}」を施行しました。

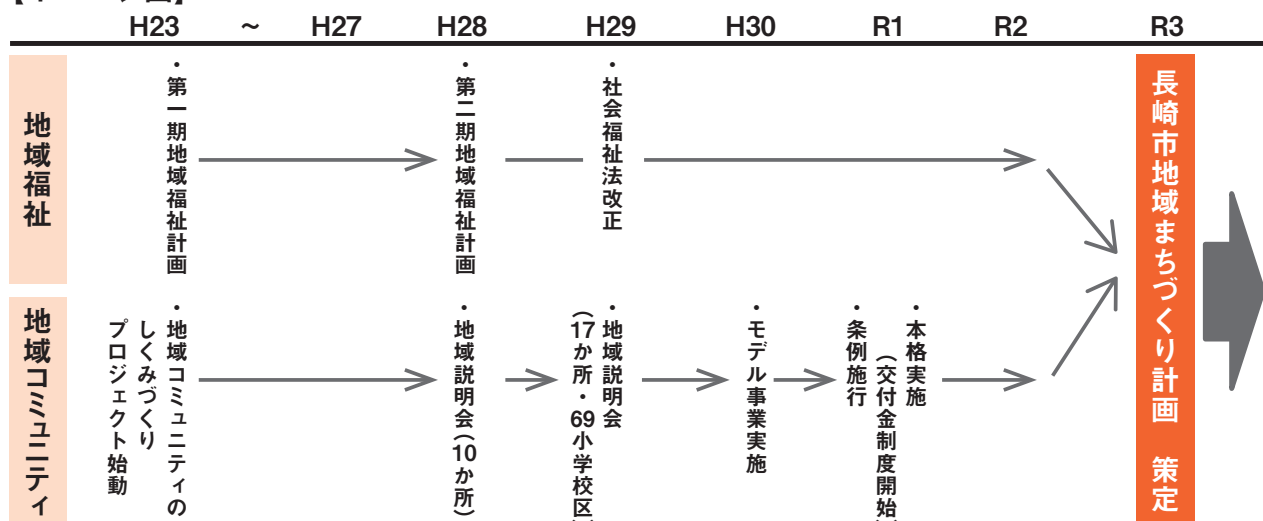
また、平成29年10月からはまちづくりを支援する職員を配置する等、市と市民が協働して地域におけるまちづくりを推進しています。

国においても、「地域共生社会^{※3}」の実現に向けて平成29年度に社会福祉法を改正し、①地域住民が地域課題の解決を図ること、②市は地域課題の相談に包括的に応じる体制（複雑な地域課題に関する相談を丸ごと受け止める体制）を整備することを追加して、更なる地域福祉の推進を求めています。

そのため本市では、地域におけるまちづくりをより一層推進する中で地域福祉の推進も図られると考え、地域福祉計画を包含した「長崎市地域まちづくり計画」を策定することとしました。

なお、これまでと同様に、地域福祉の推進には、市社協との連携が必要であることから、「地域福祉活動計画」の要素も併せもつものとしします。

【イメージ図】



※2 66ページ「7 参考資料(6)長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例」参照

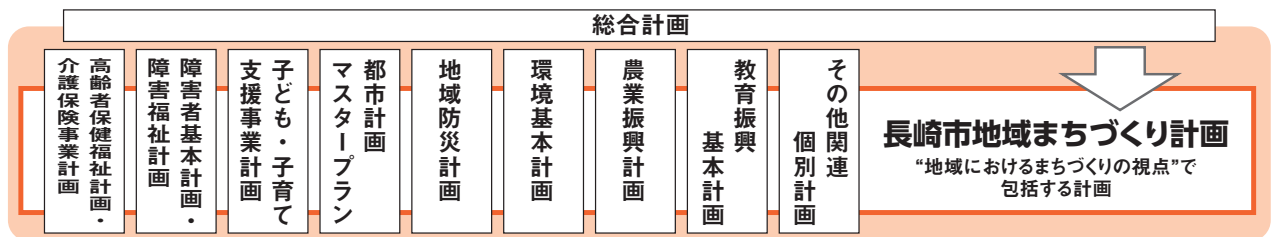
※3 「地域共生社会」とは、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいう。(平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部より)

(2) 計画の概要・位置付け

長崎市地域まちづくり計画は、長崎市総合計画を上位計画として、長崎市よかまちづくり基本条例^{※4}の趣旨にのっとり、安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりをさらに進めていくため、目指す地域の姿やその実現に向けた支援策などを示す計画とします。

また、地域におけるまちづくりの推進は、地域福祉のほか、防犯防災、生活環境、教育文化、地域振興など様々な分野に関わることから、本市の各個別計画と整合を図り、“地域におけるまちづくりの視点”で包括する計画と位置付けます。

◆長崎市地域まちづくり計画と総合計画・個別計画との関係イメージ図



(3) 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5か年計画とします。

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
地域福祉計画	第1期計画					第2期計画					第1期計画 (第3期地域福祉計画を包含)				
地域まちづくり計画															

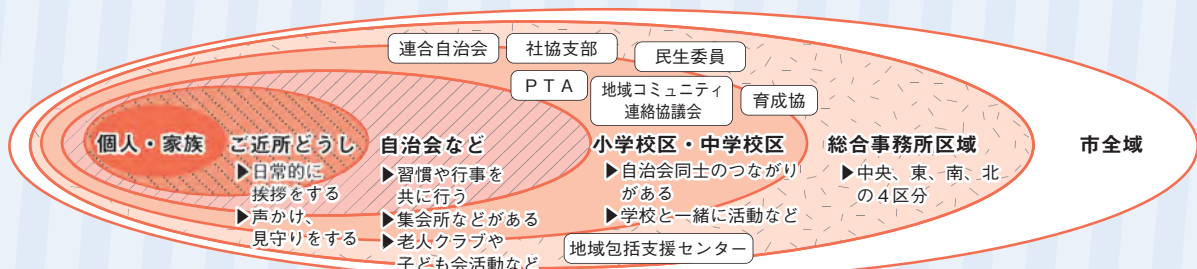
※4 63ページ参照「7 参考資料(5)長崎市よかまちづくり基本条例」参照

圏域のとりえ方

地域のまちづくりは、個人や家庭、ご近所同士や自治会から、小学校区・中学校区、総合事務所の範囲、市全域といった様々な圏域において取り組まれています。

地域課題は容易に解決できるものから、複雑・困難で専門的な支援が必要なものまで、極めて多様です。それらに柔軟に、迅速に、適切に対応していくために、重層的な圏域でとらえ、圏域ごとの機能や特性を把握して、それぞれの特性を活かせるしくみや活動の展開を考えていく必要があります。

◆様々な圏域と関係団体、機関のイメージ図

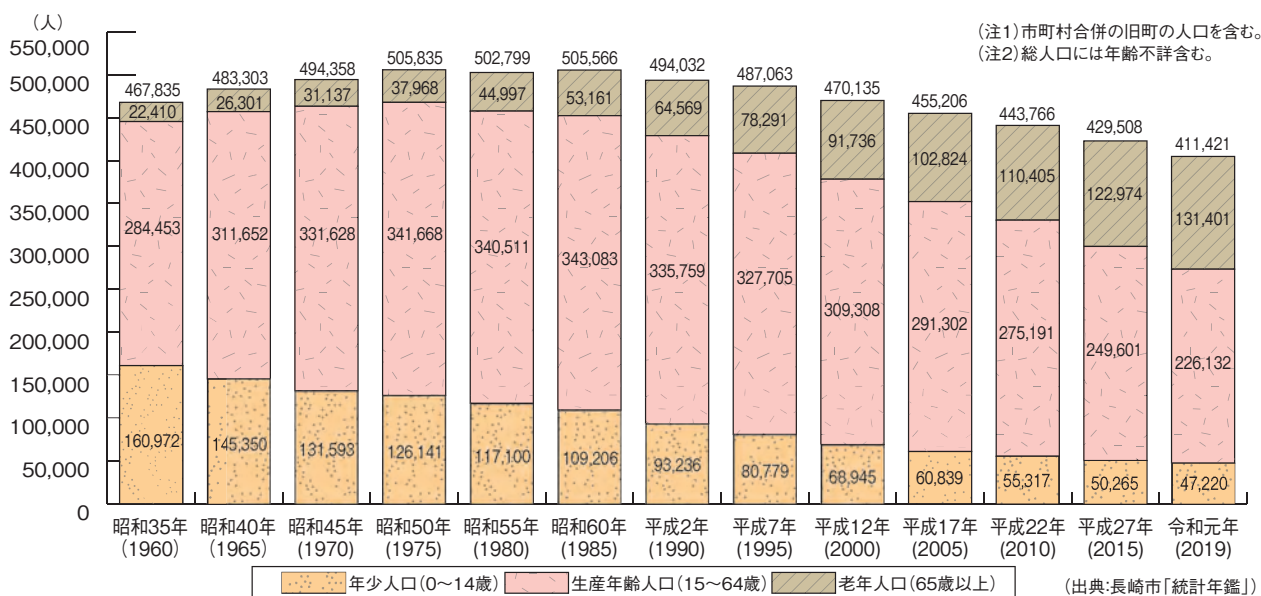


2 長崎市の現状

(1) 人口の推移

長崎市の総人口は、昭和60年を過ぎた頃から減少傾向にあります。

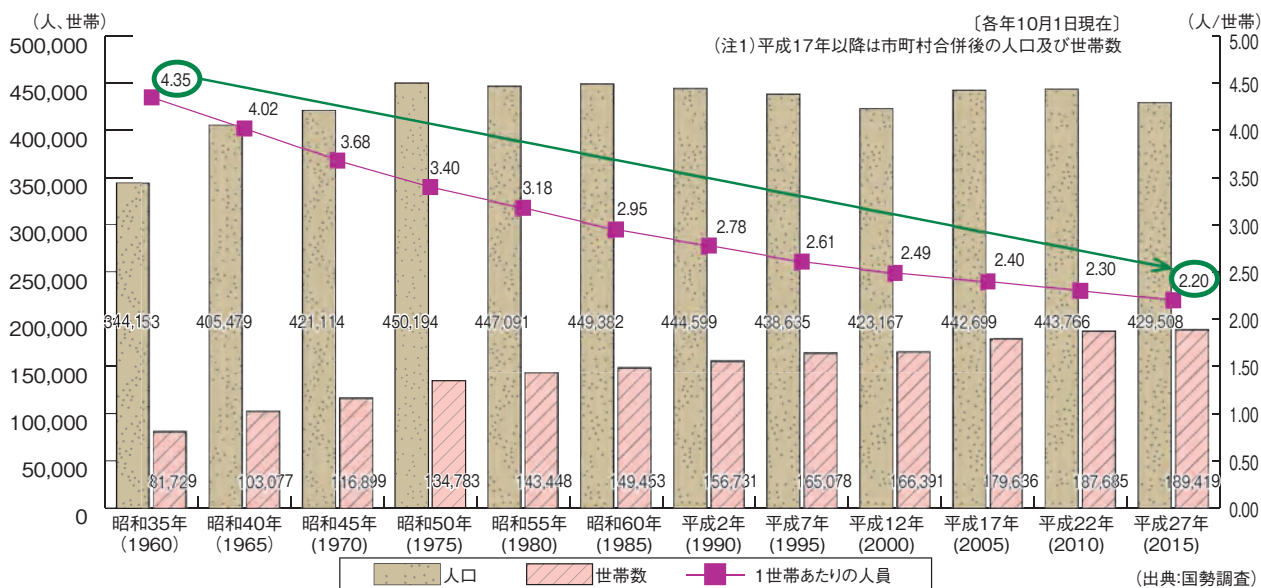
年少人口（15歳未満）が減少の一途をたどる中、老年人口（65歳以上）の増加が継続しており、少子化と高齢化が同時に進行している状況です。



(2) 世帯人数の推移

単身世帯が増加し、一世帯あたりの人数は減少傾向にあります。

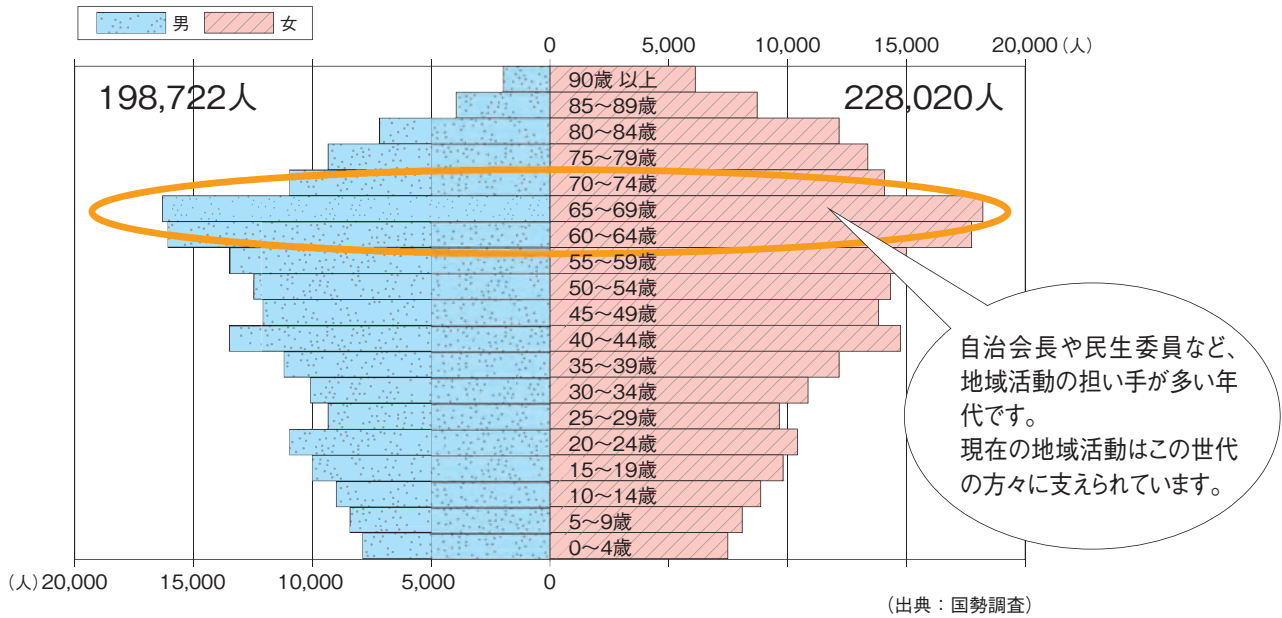
一世帯あたりの平均世帯人員は、昭和35年には4.35人だったのが、平成27年には2.20人となっており、世帯の小規模化が進んでいます。



(3) 人口構成

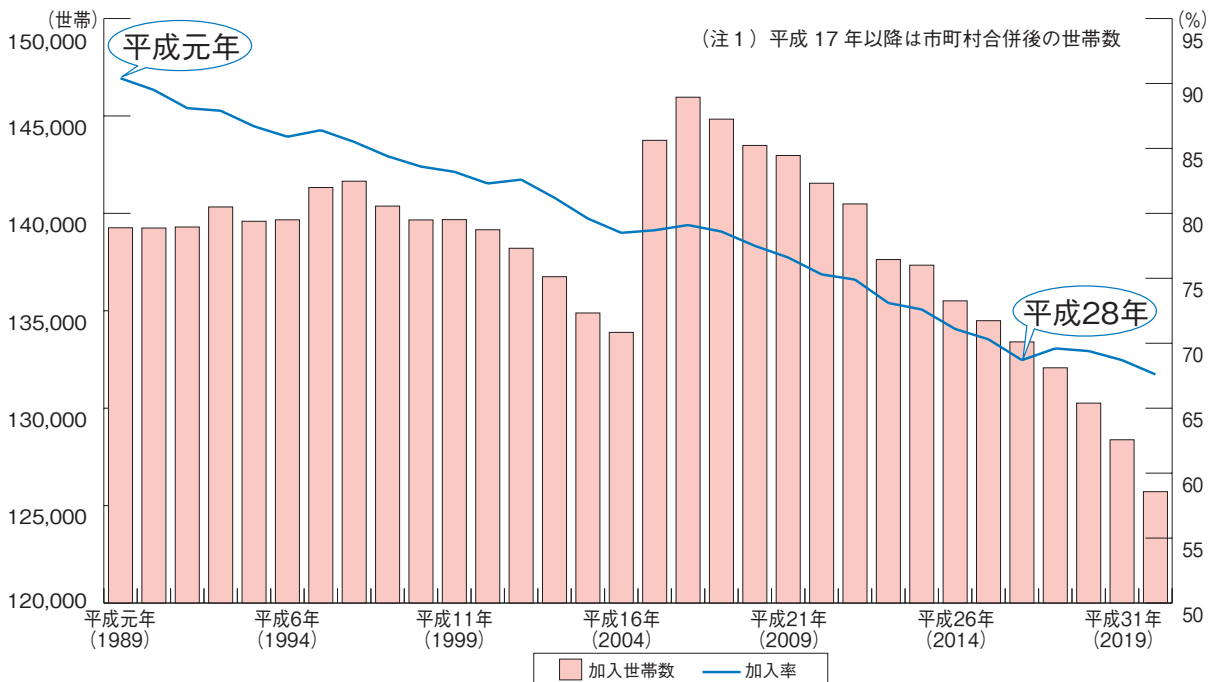
平成27年の国勢調査による人口構成を見ると、60代の人口が最も多くなっています。

現在、地域活動を支えている60歳代、70歳代の方々が、10年後20年後には支えられる側となり、支える世代よりも支えられる世代の方が人口が多い構図となっていくことが予想されます。



(4) 自治会加入率の推移

自治会加入率も減少傾向にあり、平成元年は90%を超えていましたが、平成28年からは70%を下回っています。



3 計画策定に係る検討過程

(1) 検討過程

ア 計画策定における検討過程の重要性

地域のまちづくりを推進するためには、市の関係部局の連携だけでなく、地域で取り組む際に中心となる地域団体等の主体的な参画が重要となってきます。そのため、市民アンケート調査や担い手となる様々な主体の方々にも意見をいただき、計画策定を進めました。

イ 計画策定の過程

(ア) 長崎市地域コミュニティ推進本部

市では、市長を本部長とし、関係部局長を委員とした長崎市地域コミュニティ推進本部を設置し、本部会議、幹事会など全庁体制で計画の検討を行いました。

(イ) 長崎市地域コミュニティ推進審議会

地域活動団体、福祉・介護関係団体、教育関係団体、防災関係団体、産業関係団体など20名の委員で構成された同審議会においてご審議いただき、様々なご意見をいただきました。また、本計画の名称についても検討・提案していただきました。



(ウ) 市民からの意見聴取

a 市民アンケート調査の実施

18歳以上の長崎市民2,000人(無作為抽出)を対象に、近所づきあいや地域活動への参加状況などの現状を把握するためアンケート調査を実施しました。

- ・ 調査期間：令和元年12月1日～12月27日（27日間）
- ・ 調査方法：郵送方式（配布、回収ともに郵送で実施）
- ・ 回収状況：回収数 944人 回収率 47.2%

b地域活動の担い手等との意見交換

令和2年8月から11月にかけて、地域コミュニティ連絡協議会や長崎市保健環境自治連合会等の地域活動団体、若年世代などの皆さんと、活動における課題や市の支援策などについて意見交換を行いました。

[地域コミュニティ連絡協議会]

令和2年8月末時点で設立されている18協議会の会長や副会長、事務局長などの皆さんと意見交換を行いました。



目指す地域の姿について、「支え合うつながりのある地域」や、「地域活動に全員が参加しみんなで一緒に盛り上げていくまち」など、それぞれに思い描く未来像や「行事ではなく福祉の部分を大切にしないといけない」「5年、10年かけて地域づくりに励む」「それぞれができることや得意な部分を生かしていく」等といった将来を見据えたご意見を多く伺うことができました。

[長崎市保健環境自治連合会]

長崎市保健環境自治連合会役員の皆さんと意見交換を行いました。

「住民の意識の違いや担い手不足の中、地域の中で高齢者をどう支えていけばいいのか」といった課題や「地域の活性化につながればと高齢者サロンを立ち上げ、ボランティアを募ったら思いのほか手が挙がった」「地域の代表者としての責任と思って色々取り組んでいる」といった活動への意見や「市職員も地域活動への参加をお願いしたい」等、市への要望もいただきました。



[長崎市社会福祉協議会支部]

長崎市社会福祉協議会支部長会役員の皆さんと意見交換を行いました。

高齢者サロン運営の後継者不足の実情や「核となる人に声をかけたらボランティアをしてくれる人が意外に増えてきた」といった工夫、「地域コミュニティ協議会をつくることで様々な意見を吸い上げることができた」等といった活動に関するご意見の他、様々な事情で地域コミュニティ連絡協議会の結成が困難な地域に対する支援策の必要性に関するご意見を伺うことができました。



[長崎市民生委員児童委員協議会]

長崎市民生委員児童委員協議会理事の皆さんと意見交換を行いました。

これから地域で活動するにあたっては「さらなる自治会との連携が必要」「活動の広報が大切」等といった課題のほか、「小さくても出来ることから取り組み、段々と顔なじみになってから大きなことに取り組みたい」といったご意見も伺うことができました。



[長崎市青少年育成連絡協議会]

長崎市青少年育成連絡協議会役員の皆さんと意見交換を行いました。

日頃の地域活動において「つながりと継続性が難しい」「活動の拠点が無い」等といった課題や、今後地域のまちづくりにおいて必要なこととして「子どもを主体（地域の一人）として考えていくことが必要」「学校と地域の連携をもっと進めたい」「隠れているボランティアにいかに表に出てきてもらうかが大事」等といったご意見を伺うことができました。

[長崎市PTA連合会]

長崎市PTA連合会役員の皆さんと意見交換を行いました。

日頃地域活動を行う上で、「学校と地域の連携はとても必要」「活動に地域住民を巻き込んでいくためにはしっかりと話し合いが必要」等といったご意見をいただきました。また、「地域の団体や学校、事業所などがつながることで、新しいことに取り組むことができ、楽しくなるのでは」「地域活動に参加しやすいよう地域活動の際、仕事を休みやすくする制度があるといい」等といった新しいアイデアも伺うことができました。

[大学生]

大学生の皆さんとオンラインにて意見交換を行いました。

「どんな地域に住みたいか」については、「子どもの居場所が家と学校以外にある地域」「商店街が元気なまち」「夏祭り等に色々な人が関わって、それぞれ自分たちがつくってきたものがある地域」等といった具体的な意見が出されました。

また、「大学生は地域のことを考えるきっかけが無いので情報が欲しい」「人のつながりが地域に関わるきっかけとなるのでつながりを広げていくことが大事」等地域と関わるきっかけが必要であるという意見も出されました。

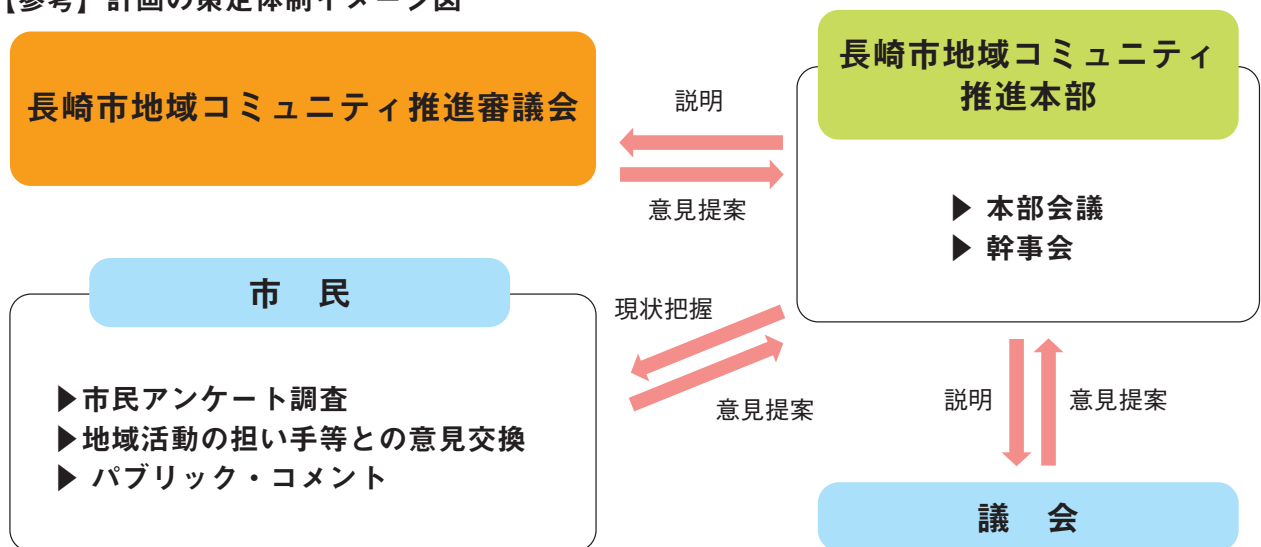


cパブリック・コメントの実施

計画案について市民からの意見を幅広く募集するため実施しました。

・調査期間：令和2年12月11日～令和3年1月12日（33日間）

【参考】計画の策定体制イメージ図



(2) 第2期地域福祉計画の検証による成果と課題

第2期地域福祉計画では、めざす地域福祉の姿として「誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせるまち」を掲げ、市内全地域で支えあいの力が強くなるように、地域内の連携を強くする場の創出と地域で実践につなげる「わがまちのプランづくり」に取り組んでいくこととしていました。

ア 目標指標について

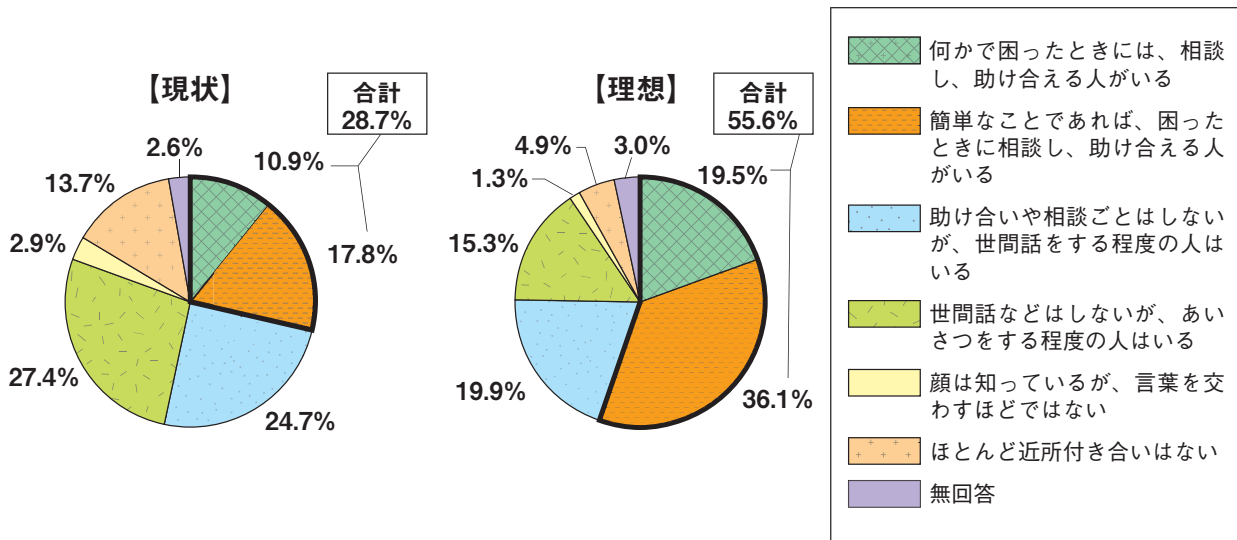
計画の推進にあたっては、次の3つの目標指標を定めており、基準値である平成26年度から5年後の令和元年度の値の推移と、目標値に対する達成率について検証を行いました。

目標指標	指標の説明	H26	R1	目標値 R1	達成率
(1)ご近所に助け合える人がいる人の割合	地域の支え合いの進展についての指標。第1期計画で設定した目標値(38.0%)に到達することをめざす	35.0%	28.7%	38.0%	・H26年度から6.3ポイント減少し、目標値に対する達成率は75.5%である
(2)地域活動等に参加したいと思う人の割合	地域福祉に対する意識の向上についての指標。毎年度1.0ポイント増加することをめざす	82.8%	82.4%	87.8%	・H26年度から0.4ポイント減少し、目標値に対する達成率は93.8%である
(3)地域活動等に参加している人の割合	地域コミュニティの豊かさについての指標。指標(2)の目標値の8割に到達することをめざす	54.0% ※H21年度	51.7%	70.0%	・H21年度から2.3ポイント減少し、目標値に対する達成率は73.9%である
参考：自治会加入率		71.1%	68.7%		

※目標指標(3)は、平成26年度に調査をしていないため、平成21年度の調査結果を記載しています。

すべての指標において目標値を達成することができず、平成26年度に対し、横ばいまたは減少をしている状況です。自治会加入率の低下からも分かるように、ご近所付き合いの希薄化や地域活動の参加者数の減少という現状がデータからも見えてきます。

《目標指標1の参考》ご近所に助け合える人がいる人の割合の現状と理想の比較
 (令和元年度長崎市地域まちづくり計画策定に係るアンケート調査(58ページ参照)より)



アンケート結果から、「ご近所に助け合える人がいる」人（「何かで困ったときには、相談し、助け合える人がいる」及び「簡単なことであれば、困ったときに相談し、助け合える人がいる」と回答した人の合計）の割合を、現状と理想で比較してみると、「ご近所に助け合える人がいる」人は現状で28.7%となっていますが、**理想としては現状の倍近い55.6%の人が「ご近所に助け合える人がいる」ことを望んでいる**ことが分かります。

このことから、今後もより一層、ご近所同士で助け合える関係を築くための地域での取組みや市の支援が必要であると考えます。

イ 支え合う力を強くするための取組みについて

(ア) 地域内の連携を強くする場の創出

第1期計画では、地域(概ね小学校区)の各種団体等が集まって、地域の困りごとなどについての意見出しや課題の共有、その解決方法について知恵を出し合う、話し合いの場として座談会を開催しました。第2期計画では、特に第1期計画期間中に座談会を開催していない24地区で開催することを目標とし、内7地区で開催しました。

[第2期計画期間における未開催地区での話し合いの場開催実績]

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	計
目標値	10地区	10地区	4地区	—	24地区
実績値	1地区	2地区	1地区	3地区	7地区

話し合いの回数を重ねることで、参加者のまちづくりに関わる当事者としての意識が強くなってきたり、複数回の話し合いに、様々な団体、世代が参加することで新たな担い手が出てきたりした一方、話し合いの目的や経過を住民に広く周知し、参加を呼びかけるための継続的な情報発信が必要との課題も見えてきました。

(イ) 地域で実践につなげる「わがまちのプランづくり」

座談会を開催した地区を中心に、地域の自主性、独自性を大切に、課題解決に向けて、地域住民による取組みを示した地区別計画(小地域計画)策定の支援を第1期計画から引き続き行い、未策定地区52地区の内16地区で新たに策定されました。

また、既に策定した6地区においては、策定から概ね5年で地区別計画の見直しを行いました。

地区別計画策定にあたっては、第2期計画期間中に市社協と協議のうえ、基本的に地域コミュニティ連絡協議会設立時に策定する「まちづくり計画」として策定していくこととしました。

[第2期計画期間におけるわがまちのプラン策定実績]

		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	計
新規策定	目標値	13地区	13地区	13地区	13地区	52地区
	実績値	4地区 (1)	6地区 (4)	1地区 (1)	5地区 (5)	16地区 (11)
見直し	目標値	3地区	7地区	3地区	1地区	14地区
	実績値	0地区	1地区 (1)	1地区 (1)	4地区 (4)	6地区 (6)

※ () 内は地域コミュニティ連絡協議会設立時にまちづくり計画として策定した地区の内数

地区別計画をつくることで、これまで漠然としていた地域の課題が整理され、地域の目指す姿や方向性が明確になったり、自治会やPTAが別々に行っていたパトロール等の活動を連携して行ってはどうかとの提案がなされたり、事業の見直しや負担軽減のきっかけづくりとなりました。

また、課題としては、目指す姿の実現をめざし、各団体が連携する効果的な事業の創出や、既存事業の統合を図るなど、各団体の負担を軽減する必要が出てきました。

ウ 地域コミュニティを支えるしくみについて

平成28年度から、地域福祉計画と地域コミュニティを支えるしくみを併せて推進していくこととし、全市的に地域コミュニティ連絡協議会の設立に向けて、話し合いの場の開催及びまちづくり計画の策定支援を行ってきました。

地域コミュニティを支えるしくみを継続的な制度とするため、平成31年3月に長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例を施行しました。また、「行政サテライト機能再編成」により、平成29年10月から総合事務所及び地域センターにまちづくりを支援する職員を配置しました。

[地域コミュニティ連絡協議会設立地区実績 (全77地区想定)]

	H27年度以前	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	計
目標値	—	—	—	6地区	16地区	22地区
実績値	2地区	1地区	3地区	2地区	9地区	17地区

地域においては、様々な世代や多様な主体で協議会を構成することで、活動に関わる住民の増加や、地域課題を解決するための実行体制ができるなど、地域コミュニティのしくみを活用し、主体的に課題解決に取り組む地区が増え、各種団体が連携したまちづくりの実現に近づきました。

また、市においては、「行政サテライト機能再編成」によりまちづくりを支援する職員を配置し、縦割りではなく地域全体を見る体制が整備されたことで、地域の特性に応じて寄り添ったまちづくり支援を行うことができるようになりました。

「地域コミュニティのしくみづくり」と「行政サテライト機能再編成」を進め、「地域を支えるしくみ」を構築することで、地域の各種団体が連携し、一体的な運営を行う地域コミュニティ連絡協議会を設立する地区が増えるとともに、まちづくりを支援する職員の配置により、市と地域が連携・協働して地域におけるまちづくりに取り組むことができるようになりました。

一方、課題としては、地域のまちづくりの担い手に対する人材育成をはじめ、情報の提供、連携・交流の促進などの支援や、地域におけるまちづくりを進めることによって、地域福祉のみならず、自治会の活性化、防犯防災、健康づくり、教育など多岐にわたって推進が図られることから、全庁体制での支援が必要であることが見えてきました。

(3) 地域自治を進めるために必要な視点

ここまでの検証を踏まえ、これから地域自治を進めていくために必要な視点を、次のとおり整理しました。

- 当事者意識の醸成
- 様々な団体や世代の参画
- 人材発掘・人材育成
- 地域全体で目指す姿の共有
- 各団体の役割分担・相互補完の促進
- 各団体や事業所等の連携及びネットワークづくりの強化
- 様々な世代や多様な主体で構成された実行体制づくり
- 全庁体制による支援の強化

4 目指す地域の姿

(1) 目指す地域の姿と2つの柱

地域自治を進めるための必要な視点を整理し、次のとおり「目指す地域の姿」とそれを実現するための「2つの柱」を定めました。

この2つの柱の考え方は、1つ目の柱は、地域の中で住民や地域団体等、様々な主体が地域活動に参画する、そして市も連携・協働して取組みを進めるということです。次に2つ目の柱は、柱1に掲げる地域におけるまちづくりをこれから先も続けていくための基盤をつくる、という考え方です。

また、2つの柱に取り組むために、それぞれ方向性を設定しました。

目指す地域の姿

みんながつながり支えあい、
安心していきいきと暮らせるまち

目指す地域の姿を実現するための「2つの柱」と2つの柱に取り組むための「方向性」

柱1 みんなで取り組む地域のまちづくり

- (1) 一人ひとりが地域に関心を持つ
- (2) 様々な人や団体が参画し連携する
- (3) 暮らしやすいまちづくりに取り組む
- (4) 個性ある地域の魅力づくりに取り組む

柱2 未来へつなげる体制づくり

- (1) 地域の体制づくりを進める
- (2) 地域への支援体制を強化する

(2) 計画の体系図

地域まちづくり計画は、長崎市総合計画を上位計画として、長崎市よかまちづくり基本条例の趣旨にのっとり、長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例の目的である「安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくり」をさらに進めていくため、目指す地域の姿やその実現に向けた支援策などを示す計画とします。

なお、地域におけるまちづくりとは、住民等が自らの地区に必要な取組みを地区全体で話し合い、実行していくこと(長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例第2条第3項)としており、本計画において目指す地域の姿は、次のとおりとします。

目指す地域の姿	みんながつながり支えあい、 安心していきいきと暮らせるまち
---------	--

2つの柱	2つの柱に取り組むための 方向性
1 みんな で 取 り 組 む 地 域 の ま ち づ く り	<p>(1) 一人ひとりが地域に関心を持つ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域（人、活動など）を知る ・日頃からあいさつ等を通して隣近所とゆるやかにつながっておく ・困ったときには助け合える関係をつくる <p>(2) 様々な人や団体が参画し連携する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人、地域団体、企業、市民活動団体など多様な主体が地域活動に参画する ・多様な主体や市、関係機関が情報共有を行い、強みを出し合って連携、協働を進める <p>(3) 暮らしやすいまちづくりに取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉や防災、生活環境、教育文化に関することなど地域課題を把握し、共有する ・支えあいや防災力の向上など、暮らしやすいまちづくりに取り組む <p>(4) 個性ある地域の魅力づくりに取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源の発掘や新たな地域の魅力を創出する ・地域の魅力を発信し、活性化に取り組む
2 未 来 へ つ な げ る 体 制 づ く り	<p>(1) 地域の体制づくりを進める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会をはじめとした様々な団体が連携し、一体的な地域運営を行う地域コミュニティ連絡協議会を設立する ・地域活動の担い手発掘、育成に取り組む <p>(2) 地域への支援体制を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市や関係機関が連携し、地域の実情を把握する ・市や関係機関が連携し、包括的に相談を受ける体制を整備する ・市は関係機関と連携し、全庁体制で地域におけるまちづくりを推進する

よかまちづくり基本条例

- ◇まちづくりの基本原則（第4条）情報共有・参画・協働
- ◇市民の役割（第5条）市民の皆さんが、まちづくりにあたり、できる範囲でできることに取り組む心がけを大切にしながら、情報を出し合い共有し参画し協働すること
- ◇市長等の責務（第7条）情報共有、参画、協働によるまちづくりを進めることや、市政運営に係る事務を適正に行い行政機能を発揮すること等

地域におけるまちづくりの推進に関する条例

- ◇目的（第1条）安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりの推進に寄与すること
- ◇定義（第2条第3項）地域におけるまちづくり 住民等が自らの地区に必要な取組みを地区全体で話し合い、実行していくことをいう



地域での取組み例	市や関係機関などの支援例
<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつが自然にできる地域づくり（あいさつ運動等） ・地域の情報発信（広報紙等） <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページや広報紙、SNSなどを活用した地域の情報発信 ・公民館講座や出前講座の開催 ・ながさき歴史の学校の講座開催 <p style="text-align: right;">等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会加入促進 ・地域団体や活動の情報発信（広報紙、SNS等） ・地域内各団体の定期的な情報交換の場 ・移住者と既住民との意見交換の場 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会加入促進の支援 ・目的を持って活動するそれぞれの地域団体への運営支援 ・団体同士やボランティアの交流支援 <p style="text-align: right;">等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、子ども見守り活動 ・鳥獣被害対策活動 ・いざというときの避難体制づくり ・防災訓練の実施 ・地域資源を保全する活動 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各分野(福祉や防災、生活環境、教育文化等)の課題解決の取組み支援（情報提供、活動内容の相談、助成金等） <p style="text-align: right;">等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・まちあるき(さるく)など魅力発見 ・地域の伝統文化等地域資源を活かした魅力発信 ・特産品の開発 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化の支援 ・商店街の賑わい整備支援 ・移住促進の支援 <p style="text-align: right;">等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民で地域のことを話し合う場の開催 ・情報交換会の開催 ・活動やイベントの共催 ・地域カレンダーの作成 ・子ども会議の開催 ・地域活動を担う人材の発掘、育成 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民で地域のことを話し合う場の開催支援 ・まちづくり計画の策定支援 ・地域コミュニティ連絡協議会設立支援 ・地域運営のための講座、研修会の開催 ・まちづくりを担う人材の養成 ・介護や医療等の専門職との連携 <p style="text-align: right;">等</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・各分野における相談窓口の充実 ・総合相談支援(しゃきょう“なんでも”相談)の充実 ・行政サテライト機能再編成による地域を応援する市の体制整備 ・地域包括ケアシステムの構築 ・地域コミュニティ推進本部による全庁体制、横断的な地域におけるまちづくりの推進 ・市職員の地域活動への参加の意識づけ <p style="text-align: right;">等</p>